

令和5年度社会福祉法人新座市社会福祉協議会事業計画（案）

【はじめに】

去年は、新型コロナウイルスに加え、ロシアによるウクライナ侵攻、急速に進行した円安によるエネルギー価格や食料品などの物価の高騰により、市民の生活が苦しめられた1年となりました。

猛威を振るった新型コロナウイルスは、本年5月に感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されますが、高齢者や基礎疾患を有している方の重症化リスクは依然として高く、Withコロナに向け、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが求められます。

そのような中であって、我が国は世界に例を見ない少子高齢化が進み、人口減少社会も本格化し、社会的な孤立や貧困の問題が深刻化しており、地域課題・生活課題が多様化しています。国においては、このような複合化、複雑化した課題を抱えても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、重層的に連携・協働して「地域共生社会」の実現を図るための取組が進められています。

このような課題に対し、新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が進めている「自助・互助・共助・公助」の役割分担と協働に基づく地域の支え合いにより展開される地域福祉活動が、様々な問題解決に向けた取組として更に期待されております。

そのような中、本年度は、市と一体として策定した第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の初年度となります。市民、市及び本会がそれぞれの立場から同じ目標に向かって取組を推進していくため、同計画の基本理念である「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」に基づく目標達成のため、この理念を共有し、連帯と協働のまちづくりを目指して取り組んでまいります。

また、地区における計画の推進においては、平成31年2月に西部地区地域福祉推進協議会が設立され、市の地域福祉圏域6地区全てに協議会を設置することができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、過去3年間、地域福祉活動も制限されてまいりました。本年度は、コロナ禍によって減速・停止した地域福祉の再スタートの年として、各地域福祉推進協議会の活動に対し、本会が、企画・運営等に関する相談や事務局機能の

定着支援等を行うなど積極的に地域福祉の推進に努めてまいります。

また、介護保険法の制度改正に伴い、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」や、市が中心となり、社会福祉法人、NPO、介護サービス事業所等の生活支援サービスを担う事業主体及び民生委員等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく「生活支援体制整備事業」につきましても、市と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け協力してまいります。

近年は、異常気象により全国各地で自然災害が多発しています。今後も様々な災害時対応を想定し、災害派遣時の経験をいかすとともに、近隣市の社協とも連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を継続して実施してまいります。

また、本会の事業運営に当たりましては、一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の趣旨を踏まえ、引き続き職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した法人運営を心掛け、職員一丸となって効率的な事務執行に努めるとともに、組織運営を持続可能なものとし、新たに取り組むべき課題やニーズを的確に捉え、次に掲げる事業を重点に、地域福祉の推進と市民の皆様の福祉向上に取り組んでまいります。

本年度は、平成16年の開設以来18年が経過したホームページをリニューアルいたします。本会の取組を多くの市民の皆様にご覧いただき、市民から信頼される社会福祉協議会を目指して、取り組んでまいります。

【事業運営の重点事項】

1 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の推進と地域福祉協議会への支援

本年度は、本市における地域福祉推進の取組について策定した地域福祉（活動）計画の第4次計画の初年度に当たり、基本理念である「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまちにいざ」の実現に向け、「地域住民やボランティアが活動しやすい環境の整備」、「コロナ禍によって減速・停止した地域福祉の再スタート」、「専門的かつ総合的な相談支援体制の強化」、「社会情勢に対応した地域福祉の推進」を、基本的な考え方として、各事業を推進してまいります。

また、各地区地域福祉推進協議会では、新型コロナウイルス感染症の

影響で地域福祉活動も制限される中、工夫を凝らし、地域の特色をいかした様々な事業が展開されております。地域社会での状況の変化や関連する福祉政策等の情報を的確に捉えながら、各地区の状況に合わせた調整や支援を行うため、引き続き各地区地域福祉推進協議会に担当の職員を配置し、市と連携しながら計画を進めていくとともに、平成31年2月に地域福祉推進協議会が設置された「西部地区」の地域福祉地区活動計画の策定及び活動の支援を行ってまいります。

2 ボランティア活動の推進

個人や家族、地域などの福祉課題は複雑・多様化し、ボランティア・市民活動が取り組む課題は多岐にわたっています。ボランティア活動の推進及び支援拠点であるボランティアセンターでは、ボランティアセンターだよりの発行等により、情報の積極的な発信を行うとともに、ボランティア講座やボランティア活動の機会を提供し、地域住民からボランティアに関心を持ってもらえるよう活動し、新たなボランティアの人材発掘やスキルアップを図ってまいります。

本会のボランティア団体協議会には、12のボランティアグループの登録があります。視察研修や専門的なボランティア講座などを行うことで各グループ間の相互理解を深め、ボランティア活動の活性化を進めてまいります。

また、市や商工会が主催する「収穫祭」や「国際交流デー」、「すぐそこ新座発見ウォーキング」と同日に開催している「新座市ボランティアまつり」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、昨年度は休止となりましたが、同協議会が実行委員会を組織して運営され、ボランティア活動を市民の皆様に広め、啓発する機会となっておりますので、引き続き活動の支援を行ってまいります。

福祉教育については、子どものうちから社会福祉への関心と理解を広げ社会福祉への主体的な参加と協働を促すため、市内の小・中・高校・大学を社会福祉協力校として指定し、児童・生徒向けの福祉教育としてボランティア団体や当事者の御協力を頂きながら車椅子体験や当事者の講話等の体験学習を実施してまいります。また、朝霞地区四市の社協が協力して、福祉教育関係者（教職員向け）のための研修会を引き続き実施いたします。

地域支え合いボランティア事業につきましては、市の補助を受け、商工会と連携を図り、支援を必要とする高齢者や障がい者の日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の支え合いによって解決を図る有償ボランティア事業として実施し、地域通貨券（アトム通貨）を利用することで地域の商業振興にもつながっています。平成25年7月の事業開始から10年目となりました。今後とも、市民への周知と、協力会員の情報交換会等を行い、市の生活支援体制整備事業の動向も見ながら、更に事業の充実・拡大を図ってまいります。

3 社協支部活動の推進

本会支部は、地域福祉活動を積極的に進めるために町内会単位で設置し、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりを地域の皆様に広める活動をしております。支部未設置の町内会に対しましては、支部設立に向けた働きかけを継続的に行ってまいります。

また、近年、子どもの貧困・孤食問題が課題となっていますが、本会も平成29年度から「子ども食堂」を支部事業として取り組み、子どもの孤食に対する支援を始めましたが、更なる事業の拡大と充実を図るため、先進地の事例等の調査・研究を続けるとともに、新規実施支部の拡大を進めてまいります。また、孤立しがちなひとり暮らしの方を中心とした高齢者や障がいのある方が、閉じこもることなく地域との交流の機会が持て、安心して健康的に地域で暮らし続けることができるよう支援する「会食ふれあい事業」は、支部の主要な事業となっておりますので、引き続き助成してまいります。

4 放課後児童保育室の管理運営

本会は、平成8年度に市から委託を受け、平成18年度からは指定管理者として、22年間にわたり市内全17小学校区の放課後児童保育室（23室）の管理運営をしてきましたが、入室児童数の増加に伴う大規模化、狭あい化が進む中で、福祉人材の不足から常勤支援員の確保が大きな課題となっていました。そのような中で、令和元年度からの新たな指定管理者の選定において、本会は指名により11小学校区（13室）の管理運営を受託しており、本年度も11小学校区（14室）において長年従事してきた本会支援員の経験や本会の運営実績をいかして、児童の健全育成、安心安全な保育を行ってまいります。

また、市教育委員会による放課後子どもの居場所づくり事業（ココフレンド）とも連携を図りながら、保護者の皆様に安心していただける保育室運営を行ってまいります。

なお、本年度は、令和元年度から始まりました指定管理期間の最終年度となりますので、令和6年度からの次期指定管理者候補者の選定に向け、準備を進めてまいります。

5 権利擁護事業の推進

本年度は、かねてより調査研究を進めてまいりました成年後見制度の法人後見事業につきまして、受任体制を整えるべく準備を進めてまいります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権、同意権・取消権が付与された後見人等が行う制度で、法人後見事業では、社会福祉法人などの法人が後見人等となり被後見人等の保護、支援を行います。

社会福祉協議会の公共性や地域福祉の経験を活かした法人後見事業を行えるよう、受任体制の整備を進めてまいります。

福祉サービス利用援助事業につきましては、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方々、地域で安心して自立した日常生活を営むために必要な福祉サービスを利用する際、情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで行うには判断能力が不十分な場合に、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理、見守り活動などを支援する事業であり、支援に当たる専門員及び生活支援員に対する定期的な研修を行い、引き続き円滑なサービス提供に努めるとともに、事業の周知、啓発にも努めてまいります。

また、生活支援員は、様々な問題、課題を抱える利用者への支援を行う上で、難しい場面に直面することがあるため、生活支援員同士の意見交換及び情報共有の場として、生活支援員フォローアップ研修等の内容を充実させて実施いたします。

6 介護保険事業・障がい者福祉サービス事業等の運営

ホームヘルパー派遣事業につきましては、介護保険法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図りながらきめ細かいサービス提供が行えるように、ヘルパー間の意思疎通

や利用者の情報共有を行い、介護知識や技術の向上に努め、安定したサービスが提供できるように取り組んでまいります。

また、重度視覚障がい者の外出支援については、同行援護（自立支援介護給付）として外出に同行し、必要な支援を行ってまいります。その他の障がい者の外出支援については、地域で自立した生活及び社会参加の促進を目的とした移動支援事業により必要な支援を行ってまいります。

居宅介護支援事業につきましては、介護保険法に基づく介護サービス計画（ケアプラン）の作成に当たり、利用者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療機関、地域住民、関係団体、介護サービス事業所と連携して事業を行ってまいります。

さらに、ケアマネジャーの資質向上のための研修参加や、電話転送により24時間365日の緊急相談体制による的確なサービス提供と健全な運営に向けた体制づくりを引き続き行ってまいります。

指定特定相談支援事業につきましては、障がい者（児）が福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを行うもので、本会は平成26年7月から市の指定を受けて開始した事業であり、利用者が引き続き適切なサービスを受けられるよう支援をしてまいります。

子育て支援ホームヘルプ事業につきましては、家事援助を必要とする出産直後の母親がいる家庭に対してホームヘルパーを派遣する事業として、引き続き市から受託し、サービスを提供してまいります。また、若年の妊婦等で妊娠期から継続的な支援が必要な家庭や、出産後間もない時期の育児ストレスや産後うつなどにより子育て不安を抱える家庭や、虐待のおそれなどから特に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣して生活援助を行う養育支援訪問事業につきましても、適切なサービス提供ができるよう取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域のニーズや実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行う事業であり、本会といたしましても、市と連携を図りながら、サービスの提供に努めてまいります。

本年度も引き続き、スマートフォンを活用したICT化による業務の効率化や職員の資質向上を図り、介護給付費の処遇改善加算を取得し、

介護職員の処遇改善を行うとともに、各事業の安定した運営に努めてまいります。

7 生活福祉資金貸付事業等の実施

生活福祉資金貸付事業につきましては、低所得世帯や障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。この貸付事業には、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金がありますが、本会では相談や申請の受付を行い、埼玉県社会福祉協議会の審査を経て、貸付けを決定しますので、引き続き担当民生委員、市の福祉事務所と連携するとともに、本会法外援護資金貸付事業等との調整を図りながら取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から減収となった世帯に対する総合支援資金等の特例貸付につきましては、その償還が始まっていますが、未だに減収が続いている世帯等がありますので、債権管理事務を埼玉県社会福祉協議会と連携して行う中で、生活に関する困りごとの把握や自立に向けた支援を行い、円滑に償還を進めていけるよう取り組んでまいります。

8 彩の国あんしんセーフティネット事業の実施

彩の国あんしんセーフティネット事業につきましては、埼玉県内の社会福祉法人が協働して社会貢献活動を行うために設置した埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会が実施主体となり「生計困難者に対する相談支援事業」を行う事業です。本会は、構成員として、県内4ブロックに配置された社会貢献支援員とともに市内で会員となっている社会福祉法人（2施設）と協働して、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生計困難者に対する相談支援に取り組み、緊急に支援が必要な場合には経済的支援を行い、既存制度や社会資源の中で有効な制度や事業を実施する関係機関、関係団体につなぐ支援を引き続き行ってまいります。

9 東部第一高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

市から受託している東部第一高齢者相談センターは、地域包括ケアシステムの中核機関であり、東部第一地域における介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、包括的支援事業、任意事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など各事業の機能を引き続き担ってまいります。

本年度から、土曜日を開所し、開所時間も30分延長して、対応いたします。

また、地域ネットワークの推進においては、東部第一地区地域福祉推進協議会の活動支援に引き続き関わってまいります。

10 新座市福祉フェスティバルの開催

新座市福祉フェスティバルにつきましては、3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となりましたが、今年度は感染拡大防止策を徹底し、新たにメイン会場を新座市役所駐車場に移しての開催に向けた準備を進めてまいります。

令和5年3月

社会福祉法人新座市社会福祉協議会 会長 小川 清